

自己負担増に懸念

福祉用具利用国が方針

2018年度からの介護保険制度の見直しで、要支援1から要介護2までの軽度とされる要介護者の福祉用具利用について、国は、自己負担分を増やす方針を示した。年内に結論が出るが、福祉用具は訪問介護や通所介護と並び軽度者に多く利用されており、大幅な負担増となれば、利用控えが進み、重度化を招きかねないと懸念する声が上がっている。

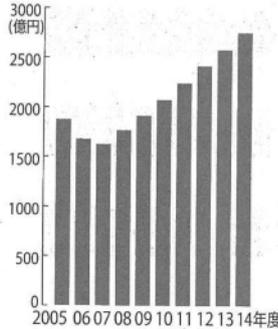
【有田浩子、写真も】

介護保険制度見直し

埼玉県草加市の主婦(48)は出産後、両肘や股関節に痛みを感じるようになり、リウマチと診断された。65歳未満でも要介護認定を受けられる特定疾病にあ

たり、要介護度は「要支援2」とされた。介護保険の住宅改修を使い、自宅の階段などを手すりをつけたほか、2年前から歩行補助つえをレンタルし、

福祉用具貸与の費用額推移



歩行補助つえがあることで、一人で外出できる。埼玉県草加市

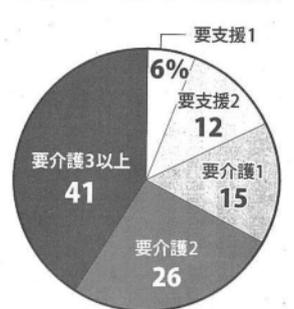
福祉用具

福祉用具は他の介護サービスと同様、ケアプランに基づき利用する。実際に使用する製品は、福祉用具専門相談員が原則として利用者宅を直接訪問し、利用者の身体状況などを聞き取り、個別計画を作成した上で、提供が開始される。

対象品は車イス、歩行器、認知症老人徘徊(はいかい)感知機器、介護ベッドのほか付属品も含め13種類。腰掛け便座など貸与になじまないものは、原則として1割負担で購入する。

福祉用具の利用者負担を除く費用額は2014年度で約2755億円。介護給付費全体の約3%を占めるに過ぎない。要支援1から要介護2までの軽度要介護者の福祉用具利用者は約110万人で、給付件数の6割にのぼる。日本福祉用具供給協会の調べでは軽度者の利用が制限された場合、ヘルパーへの切り替えが増えたとみられ、介護給付費は現在より約1370億円、介護人材の需要は10万人増えると試算している。

福祉用具の要介護度別給付割合



できるからだ。ある事業者は、すべての福祉用具が購入となれば「値段だけで選ばれる可能性はある」と指摘する。

制度の見直しをして

いる厚生労働相の諮問機関、社会保障審議会介護保険部会で指摘されているのは貸与価格のばらつきだ。福祉用具は5000〜6000品目あるが、同じ介護ベッドでも平均貸与価格の10倍以上のものがあったり、同じメーカーの同じ製品でも地域によって貸与価格に大きな差があったりする。

貸与価格は、相談員による福祉用具選びの支援や使い方の指導など人件費に加え、修繕費用なども勘案して、事業者がそれぞれ決めている。部会では「あ

まりにもばらつきがある」「利用者には貸与価格を『見える化』することが大事」という意見のほか、「公定価格の設定」を求める意見もあった。

市区町村によっては利用者にもコスト意識をもってもらったため、介護給付費の通知を利用者に送る際、同じ製品でも価格差があり、使用しているものが高いのか安いのか分かるような情報を伝えているところもある。しかし、給付費を通知しているのは2013年度で762市区町村と全自治体の半分にとどまり、部会では自治体の対応

ことについては「コストがかかるだけ」と指摘する。

平均貸与価格と比べ非常に高額な福祉用具については「我々も問題だと思っており、そういう業者は淘汰されるべきだ。全市区町村が貸与価格の平均値を公表するのは賛成」とを求めている意見書を採択

した。

また軽度の要介護者のサービス抑制に反対する公益財団法人認知症の人と家族の会「福祉用具は身体介護の方だけでなく認知症の人にとっても大事。負担増は実施しないでほしい」と訴える。

住宅改修も負担増か

社会保障審議会介護保険部会では、住宅改修についても負担増の方向で議論されている。

現在は要介護者が自宅に手すりをつけたり、段差を解消したりするなど住宅改修の際には、工事前に市町村に申請し、完成後に領収書など必要書類を出す、かかった費用に

対し、18万円を上限に保険給付される。部会では、事業者によつて技術・施工水準のばらつきが大きい

ため、事業者を登録制にするよう求める意見や、利用者の経済力に応じて、保険給付の対象から外すべきといった意見が出ている。